

第一 法曹を志した動機

私が法曹を志した動機は、私が中学生のときに両親が法的トラブルに巻き込まれたことにあります。私はその渦中の両親を見ていることしかできず、何も助けることができませんでした。私は何もできなかったことがとても悔しかったため、今後かつての両親のようにトラブルに巻き込まれて困っている人がいたならば自分の力で助けることができるようになりたいと思い法曹になることを決意しました。

第二 法曹資格取得後に目指すもの

私は上記の動機から最初は弁護士になることを志していました。しかし、法科大学院に入り多くの実務家の方から実務の話を聞くうちに、紛争当事者の一方とのみに関わりを持つ弁護士ではなく、当事者双方と関わるができる裁判官に関心を抱くようになりました。

紛争の真の解決は当事者が主張を尽くした結果納得がいく結論を出すことだと考えます。そのためには、裁判官による適切な訴訟指揮が必要です。私はそのような適切な訴訟指揮を行い、当事者が納得できる和解案の提示や判決による紛争解決ができる裁判官を目指しています。そのためにも事実をしっかりと見定め、物事の本質を見ぬくことができる能力を修習において身に着けたいと思います。

第三 学業の成果

裁判官になるためには、人格や品行も当然ではありますが、人よりも多くのことを知り、高い成績をとることも必要となります。そこで、法科大学院では積極的に授業に参加するだけでなく、同級生と自主ゼミを複数作ることによって授業外での学習にも取り組みました。大学院の授業は難しいものでしたが、予習復習を欠かすことなく取り組むことである程度の成績を残すことができたと思います。また、司法試験の成績も裁判官になるためには重要な要素です。そのため、司法試験にただ受かるだけではいけないと思い必死に勉強しました。その努力のかいもあり、司法試験でもある程度の結果を残すことができました。

第四 経済的支援を必要とする理由

経済的支援を必要とする理由は、既に多額の奨学金を借りており、その返済の必要から修習期間中の生活が困難になるためです。高校時代に進路を考えるにあたり、私は上記のように法曹を志していたため東京の大学で学びたいと考えていました。そこで、私は大学進学にあたり両親に無理を言って東京の早稲田大学に進学させてもらいました。その際、両親にできるだけ経済的負担をかけないために、学費は奨学金を借りて自分で支払うようにしていました。その後の一橋大学法科大学院の学費も同様に奨学金を借りて支払っていたため、今後は借りた多額の奨学金を返済していかななくてはならない状態です。司法修習期間はアルバイトが原則として禁止されており、特段の事情がある場合にはアルバイトが

例外的に認められますが、成績良好であることが求められる裁判官になるために、修習期間中はできるだけ勉学に集中したいと考えています。また、修習生貸与制度を利用することもできますが、貸与金である以上返済を求められます。すると、日本学生支援機構の奨学金の返済と同時に貸与金の返済が求められ、修習終了後における日々の生活を送ることが非常に困難となってしまいます。そのため、修習生貸与制度の利用も現実的ではありません。

以上の理由から、何卒佐々木泰樹育英会様の給付型の奨学金による経済的支援を受けさせていただきたく思います。